

東京都北区理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十九号

東京都北区理容師法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区理容師法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

東京都北区美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十号

東京都北区美容師法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区美容師法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

東京都北区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十一号

東京都北区予算事務規則の一部を改正する規則

東京都北区予算事務規則（昭和三十九年二月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「百三十万円」を「二百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に、「四十万円」を「八十万円」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

付 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

東京都北区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十二号

東京都北区契約事務規則の一部を改正する規則

東京都北区契約事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項及び第二十八条中「百三十万円」を「二百万円」に改める。

第三十八条第一号中「百三十万円」を「二百万円」に改め、同条第二号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第三号中「四十万円」を「八十万円」に改め、同条第四号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「五十万円」を「百万円」に改める。

付 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月二十二日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十三号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和七年七月東京都北区規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の七の次に見出し及び七条を加える改正規定のうち第二十五条の八中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 条例第十五条第一項に規定する育児参加休暇

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月二十二日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十四号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記第三号の六様式を次のように改める。

(表)

要介護者の状態等申出書

年 月 日			
殿			
所 属 氏 名			
要 介 護 者	氏名		
	職員との同居又は別居の別	☐ 同 居 ☐ 別 居	
	介護が必要となった時期	年 月 日（注1）	
上記の要介護者の状態として、2週間以上の期間にわたり以下の(1)又は(2)に該当することを申し出ます。 ☐ (1) 下表の①～⑫のうち、状態について2が2つ以上又は3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。 ☐ (2) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。【要介護： 】			
状態 項目		1 (注2)	2 (注3)
①座位保持（10分間一人で座っていることができる）		☐ 自分で可	☐ 支えてもらえればできる（注4）
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）		☐ つかまらないでできる	☐ 何かにつかまればできる
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）		☐ 自分で可	☐ 一部介助、見守り等が必要
④水分・食事摂取（注5）		☐ 自分で可	☐ 一部介助、見守り等が必要
⑤排泄		☐ 自分で可	☐ 一部介助、見守り等が必要
⑥衣類の着脱		☐ 自分で可	☐ 一部介助、見守り等が必要
⑦意思の伝達		☐ できる	☐ ときどきできない
⑧外出すると戻れないことや、危険回避ができないことがある（注6）		☐ ない	☐ ときどきある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある		☐ ない	☐ ときどきある
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れなど日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある（注8）		☐ ない	☐ ときどきある
⑪医薬品又は医療機器の使用・管理		☐ 自分で可	☐ 一部介助、見守り等が必要
⑫日常の意思決定（注9）		☐ できる	☐ 本人に関する重要な意思決定はできない（注10）

※該当する□に✓印を記入すること。

(裏)

- (注1) 「介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
- (注2) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。
- (注3) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、障害児・者の場合に必要行為の「確認」、「指示」、「声掛け」等のことである。
- (注4) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。
- (注5) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過少・過多の判断を支援する声掛けを含む。
- (注6) 「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいう。
- (注7) ⑨3の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」）には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。
- (注8) 「⑩認知・行動上の課題」とは、例えば、急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状況（混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等）をいう。
- (注9) 「⑫日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注10) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、支援等を必要とすることをいう。

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和七年九月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十五号

東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成十六年三月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条ただし書中「場合」の下に「及び高校生等が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した場合」を加える。

別記第一号様式中「健康保険証」を「健康保険等の資格確認書」に、

「
北区国保

健康保険組合

全国健康保険協会

共済組合

都内国保組合

都外国保組合

を

「
北区国保

健康保険組合

全国健康保険協会

共済組合

私学共済

都内国保組合

都外国保組合

に、

国 民 年 金
厚 生 年 金
共 済 年 金
そ の 他 共 済 年 金
未 加 入

L

1 号	民間一般
2 号	国共済
3 号	地共済
4 号	私学共済

未加入

L

「魚盜器」に改める。

別記第九号様式中

新)	1 健保組合	2 社保	3 共済組合	4 国保組合	5 国保
	※新しい保険証の写しを添付				
旧)	1 健保組合	2 社保	3 共済組合	4 国保組合	5 国保
新)	1 厚生	2 国民	3 共済 (公務員以外)	4 未加入	5 共済 (公務員)
旧)	1 厚生	2 国民	3 共済 (公務員以外)	4 未加入	5 共済 (公務員)

を

新)	1 国保	2 健保組合	3 全国健康保険協会	4 共済組合	5 私学共済	6 国保組合
※新しい健康保険等の資格確認書の写しを添付すること。						
旧)	1 国保	2 健保組合	3 全国健康保険協会	4 共済組合	5 私学共済	6 国保組合
新)	1 国民	2 厚生 (①民間一般、②国共済、③地共済、④私学共済)	3 未加入			
旧)	1 国民	2 厚生 (①民間一般、②国共済、③地共済、④私学共済)	3 未加入			

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 (以下「改正前の規則」という。)別記第二号様式、第二号様式の二及び第二

号様式の三の規定により交付されている医療証は、これらの医療証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第二号様式、第二号様式の二及び第二号様式の三の規定による医療証とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則別記第一号様式及び第九号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月二十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十六号

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年十二月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第三十一条の九第一項」を「第三十一条の十第一項」に改める。
別記第一号様式中

「

1	国保	2	協合	3	協合	4	共済	5	後期高齢者
---	----	---	----	---	----	---	----	---	-------

」を

「

1	国保	2	健保組合	3	協合	4	共済組合	5	私学共済	6	国保組合
---	----	---	------	---	----	---	------	---	------	---	------

」に、

「健康保険証」を「資格確認書」に改める。

別記第三号様式及び第三号様式の二
（表 1 の 裏）
中「被保険者証」を「資格確認書」に改

める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記第三号様式及び第三号様式の二の規定により交付されている医療証は、これらの医療証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別記第三号様式及び第三号様式の二の規定による医療証とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則別記第一号様式の規定により調整した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができ
る。